

税の申告が始まります

確定申告

問い合わせ

所得税・贈与税・消費税について
海田税務署 ☎823-2131

平成28年分所得税および復興特別所得税の確定申告期間
2月16日(木)～3月15日(水)
個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告の相談・申告書の受付
3月31日(金)まで

●確定申告が必要な人

- 1年間の所得金額の合計額が、所得控除の合計額を超える人
- 給与所得者(サラリーマンなど)で
①給与の年収が2千万円を超える人
②給与・退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
- ③給与を2カ所以上から受け取り、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与・退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
- 還付申告をする人 など

●公的年金などを受給している人の確定申告について

・公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係

る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要ですが、所得税の還付を受ける人は、申告が必要です。また、確定申告が不要の人でも、町・県民税の申告が必要な場合があります。

●申告書の作成・提出は郵送、またはe-Taxで!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、確定申告書などを作成することができ、そのデータを印刷して添付書類とともに郵送などで提出できます。

また、「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」は、1月16日から3月15日まで24時間利用できます。

- ・国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>
- ・e-Taxホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

●申告・相談会場

○海田税務署・NTTフレドホール
受付◆2月16日～3月15日(土・日を除く) 9時～16時
※還付申告については、2月15日以前でも申告書を税務署に提出できます。
○役場1階ロビー
受付◆2月16日～3月15日(土・日を除く) 8時30分～16時30分
※役場では次の内容の相談は受けられません。税務署での申告相談を利用

してください。
・申告の種類が「青色・分離・損失・修正」のもの、事業所得、譲渡所得、雑損控除、住宅借入金等特別控除適用の1年目、前年分以前の確定申告

●平成28年分以降の申告について

社会保障・番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、平成28年分の申告から申告書への個人番号(マイナンバー)の記載および本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

●申告に必要なもの

- ①所得金額を証明する書類(源泉徴収票(原本)、収支内訳書など)
- ②控除を受けるための書類(生命保険の控除証明書など)
- ③医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書(病院、個人ごとに集計したもの)、保険などで補てんされる金額の明細書
- ④印鑑
- ⑤本人名義の通帳(還付がある場合)
- ※①～③は平成28年中のものに限る。
- ⑥本人確認書類
・番号確認書類(個人番号カード、通知カードなど)と、身元確認書類(個人番号カード、運転免許証など)の両方が必要です。

町・県民税の申告

問い合わせ

税務課 ☎823-9204

この申告は、町・県民税や、国民健康保険税などを算出する基礎となる大切なものです。未申告の人には、保育所への入所、公営住宅への入居、授業料の軽減などの手続きに必要な所得の証明ができなくなりますので、忘れずに申告してください。

●申告が必要な人

- ・平成29年1月1日現在、町内に住所がある人で、平成28年中に所得があった人
- ・無収入で、税法上の被扶養者でない人
- ・遺族年金・障害年金などの非課税所得のみの人

●申告の必要がない人

- ①所得税の確定申告をした人
- ②給与や公的年金などの所得者で、支払者から町に支払報告書が提出されており、それ以外の所得がない人
- ※①または②に該当する場合でも、所得控除(医療費控除など)を追加で受ける場合は申告が必要です。

●申告・相談会場

○役場1階ロビー
受付◆2月16日～3月15日(土・日を除く) 8時30分～16時30分

平成29年度軽自動車税額・グリーン化特例について

税務課 ☎823-9204 ☎823-9627

1 税額について

平成29年度の軽自動車税の税額は次のとおりです。

軽四輪・二輪の税額

車種	税額1			税額2			税額3		
	営業用	乗用	軽自動車	営業用	乗用	軽自動車	営業用	乗用	軽自動車
軽自動車	乗用	5,500円	7,200円	6,900円	10,800円	8,200円	12,900円	4,500円	6,000円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	5,000円	6,000円	3,100円	3,900円	4,600円
		乗用	4,000円	4,600円	5,000円	5,600円	6,000円	6,600円	7,200円
	軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円	5,400円	6,200円	7,000円	7,800円	8,600円

初度検査(※1)の時期により、「税額1」、「税額2」、「税額3」のいずれかの税額になります。

◎税額3

賦課期日(4月1日)時点で初度検査から13年を経過している車両に適用。
ただし、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール(混合メタノールを含む)自動車、ハイブリッド自動車、被けん引車、専ら雪上を走行するものに関しては、「税額3」は適用されません。
(※1)初度検査とは、最初の新規検査のことであり、今までに車両番号の指定を受けたことのない車両を新たに使用するとき受ける検査のことです。

△参考◆税額3の適用開始年度▽
※初度検査年月(または初度検査年)は自動車検査証に記載されています。

初度検査年月(または初度検査年)	税額3適用開始年度
平成15年(※2)	平成29年度～
平成15年10月～平成16年3月	平成30年度～
平成16年4月～平成17年3月	平成31年度～
平成17年4月～平成18年3月	平成32年度～
平成18年4月～平成19年3月	平成33年度～

(※2)平成15年10月14日より前に最初の初度検査を受けた車両は年までの記載しかないため、その年の12月に検査を受けたものとみなされます。

原動機付自転車、軽一輪などの税額

車種	税額	
原動機付自転車	二輪で総排気量が50cc以下	2,000円
	二輪で総排気量が50ccを超え90cc以下	2,400円
	二輪で総排気量が90ccを超え125cc以下	3,700円
	ミニカー	3,700円
軽二輪	二輪で総排気量が125ccを超え250cc以下	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円
二輪小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	6,000円

2 グリーン化特例

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初度検査を受けた三輪および四輪以上の軽自動車で、一定の環境性能を有するものについては、平成29年度に限り特例措置(グリーン化特例)が適用されます。

車種	グリーン化特例による軽減税額				
	税額ア	税額イ	税額ウ		
軽自動車	乗用	1,800円	3,500円	5,200円	
	貨物用	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
		乗用	1,300円	2,500円	3,800円
	軽三輪	1,000円	2,000円	3,000円	

◎税額ア

電気自動車または天然ガス自動車(ポスト新長期規制からNOx10パーセント低減)について平成29年度の税額がおおむね75パーセント減となります。

◎税額イ

平成17年排出ガス基準75パーセント低減達成車(★★★)のうち、次の車両について平成29年度の税額がおおむね50パーセント減となります。

乗用◆平成32年度燃費基準値より20パーセント以上燃費性能の良い車両
貨物用◆平成27年度燃費基準値より35パーセント以上燃費性能の良い車両

◎税額ウ

平成17年排出ガス基準75パーセント低減達成車(★★★)のうち、次の車両について平成29年度の税額がおおむね25パーセント減となります。
乗用◆平成32年度燃費基準値を満たす車両
貨物用◆平成27年度燃費達成基準値より15パーセント以上燃費性能の良い車両